平成２７年（フ）第２６７号
岐阜県関市富之保4123番地３
債務者　土屋　美衞
１　決定年月日時　平成27年９月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　本郷　謙史
４　破産債権の届出期間　平成27年10月20日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年12月４日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第４１６号
川崎市中原区新城３丁目16番６―201号　内野ビル
債務者　紙井　昭雄
１　決定年月日時　平成27年９月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　増田　　尚
４　破産債権の届出期間　平成27年10月８日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成28年１月12日午後２時
６　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第３１１号
新潟市東区石山５丁目２番９号
債務者　戸根　俊仁
１　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小田　将之
４　破産債権の届出期間　平成27年10月20日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月１日午前10時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２２号
愛媛県八幡浜市保内町宮内１番耕地419番地
債務者　三好組こと　三好　辰彦
１　決定年月日時　平成27年９月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　奥島　直道
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月13日午前11時
５　免責意見申述期間　平成27年10月30日まで
松山地方裁判所大洲支部

平成２７年（フ）第３３８４号
大阪市平野区平野馬場２丁目５番４号
債務者　日光青果こと　片山　勝成
１　決定年月日時　平成27年９月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　那須　秀一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月16日午後２時
５　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３４６８号
大阪市天王寺区勝山３丁目６番14号　グリーンハイツ勝山Ⅱ番館501号、前住所兵庫県川辺郡猪名川町つつじが丘１丁目36番地８
債務者　中橋　文夫
１　決定年月日時　平成27年９月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　尾島　史賢
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月16日午後２時
５　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３４７０号
大阪市西成区岸里１丁目４番４号　ヴァンヴェール02　305号
債務者　稲澤　直樹
１　決定年月日時　平成27年９月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　菅原　英博
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月16日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１０５号
奈良県北葛城郡広陵町大字疋相255番地31
債務者　ネットワーク建設工業こと　松崎　照己
１　決定年月日時　平成27年９月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　**塚**本　芳守
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月16日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第１号
岡山県新見市神郷下神代1622番地７、旧住所岡山県新見市大佐田治部76番地
債務者　川内　直樹
１　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　杉**原**　浩介
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月５日午後２時
５　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
岡山地方裁判所新見支部

平成２７年（フ）第２１８号
群馬県前橋市山王町１丁目10番地25
債務者　本多　芳夫
１　決定年月日時　平成27年９月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松島　　温
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月25日午前11時
５　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２１９号
群馬県前橋市山王町１丁目10番地25
債務者　本多　汎子
１　決定年月日時　平成27年９月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松島　　温
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月25日午前11時
５　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２４１３号
大阪府池田市姫室町12番11号
債務者　元町軒　西昆陽店こと　宮脇　仁史
１　決定年月日時　平成27年９月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　清水　良寛
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月19日午後２時
５　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３４００号
大阪市大正区鶴町３丁目７番５―105号
債務者　久原商店こと　久原　晴彦
１　決定年月日時　平成27年９月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　石井　将治
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月19日午後２時
５　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第４８号
北海道岩見沢市幌向北２条５丁目50番地
債務者　高橋　由美
１　決定年月日時　平成27年９月８日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２７年（フ）第５５号
北海道岩見沢市金子町15番地、住民票上の住所北海道岩見沢市日の出台２丁目10番15号
債務者　刀根　健夫
１　決定年月日時　平成27年９月８日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２７年（フ）第５６号
北海道美唄市東３条南６丁目３番76―101号
債務者　赤川　孝一
１　決定年月日時　平成27年９月８日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２７年（フ）第９７号
北海道登別市美園町５丁目32番地　札幌トヨタ楓寮101、前住所北海道登別市若草町３丁目13番地18　カームプレイス　101号室
債務者　長谷川　景（旧姓武田）
１　決定年月日時　平成27年９月８日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係